

重要事項説明書（サービス）

介護保健サービスセンター溪和のご案内

（令和7年3月1日現在）

1. 事業所の概要

(1) 法人、事業所の名称等

事業所名称	介護保健サービスセンター 溪和
代表者の氏名	医療法人豊山会 理事長 矢原 澄郎
介護保険事業者番号	大分県 44100158号
事業種類	居宅介護支援事業
事業所所在地	大分県玖珠郡九重町大字町田5481-3
電話番号	0973-73-2830
FAX番号	0973-78-8188
管理者名	森 久美子 主任介護支援専門員（登録番号44100158）
サービス提供地域	九重町 玖珠町 日田市 由布市

(2) 目的と運営方針

介護保険サービスセンター溪和の介護支援専門員は、利用者が要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、公平中立な居宅介護支援を行います。

(3) 定員

利用者に質の高いサービスを提供できるよう、介護支援専門員1人当たりの担当者数を44名までとします。要支援者に対しては3分の1を乗じて件数に加えることとする。

(4) 事業所の職員体制

- ① 管理者（介護支援専門員と兼務） 1名
- ② 介護支援専門員（常勤） 2名（うち1名は管理者と兼務）
- ③ 事務職員（常勤） 1名

[職員の勤務形態と勤務時間]

営業日 月曜日から金曜日（祭日営業）
営業時間 午前 8時30分～午後 5時30分
ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

※土、日曜及び12月31日～1月3日は休業

※玖珠町九重町内（12月～2月の道路状況によっては対応できないこともあります）

2. サービス内容

(1) 3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙1「サービス提供の標準的な流れ」参照

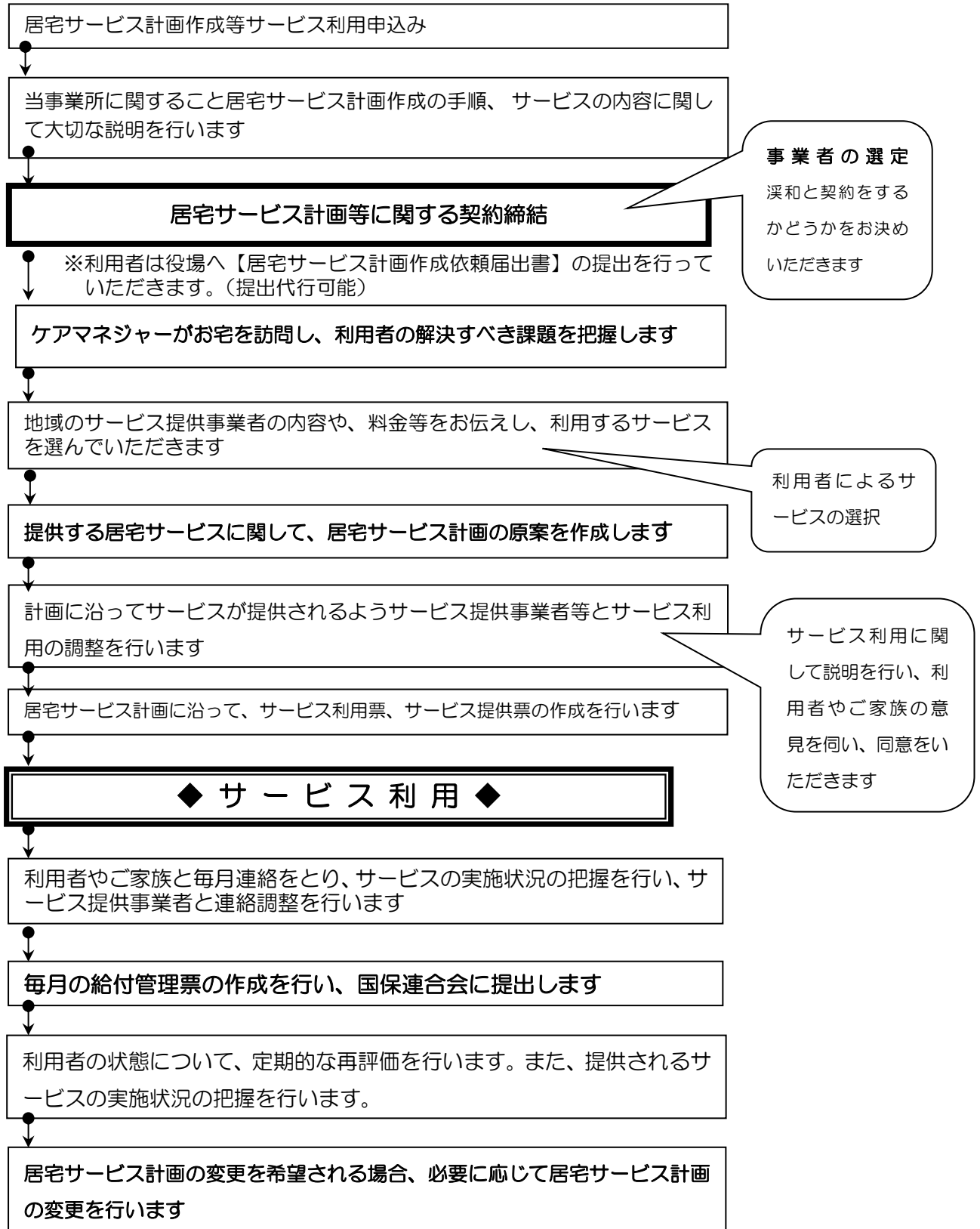
(2) ケアマネジメントの公正中立性の確保

当事業所のケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合、同一事業者によって提供されたものの割合状況は別紙にて説明を行います。

- (3) テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進
- i 利用者様等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて ICT (テレビ電話等) を活用しての実施が可能です。
 - ii 利用者様等が参加して実施するものについて、利用者様の同意を得た上で、ICT (テレビ電話等) を活用しての実施が可能です。

(付属別紙 1)

サービス提供の標準的な流れ



重要事項説明書（料金表）

介護保健サービスセンター溪和
(令和7年3月1日現在)

1. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

① 介護支援専門員取扱件数 4 5 件未満の場合

要介護 1・2 1,086円 要介護 3・4・5 1,411円

② 介護支援専門員取扱件数 4 5 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 544円 要介護 3・4・5 704円

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 326円

介護 3・4・5 422円

④ 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 300円

通院時情報連携加算 1ヶ月につき 50円 (月に1回のみ)

緊急時等居宅カンファレンス加算 1回 200円 (月2回限度)

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 250円

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 200円

退院・退所加算 (I) イ 入院または入所期間中1回を限度に 450円

退院・退所加算 (I) ロ 入院または入所期間中1回を限度に 600円

退院・退所加算 (II) イ 入院または入所期間中1回を限度に 600円

退院・退所加算 (II) ロ 入院または入所期間中1回を限度に 750円

退院・退所加算 (III) 入院または入所期間中1回を限度に 900円

特定事業所加算 (I) 1ヶ月につき 519円

特定事業所加算 (II) 1ヶ月につき 421円

特定事業所加算 (III) 1ヶ月につき 323円

特定事業所加算（A）	<u>1ヶ月につき</u>	<u>114円</u>
ターミナルケアマネジメント加算	<u>1回のみ</u>	<u>400円</u>

高齢者虐待防止措置未実施減産	1%減
業務継続計画未策定減産	1%
同一建物減産	95%を算定

(2) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外への訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合には、交通費を支払うものとします。

- ① 事業所から片道おおむね2キロメートル未満 無料
- ② 事業所から片道おおむね2キロメートル以上 1キロメートルにつき 15円

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

2. 虐待防止について

事業者は、利用者等の蕁嫌悪用語・虐待の発生又はその再発を防止するために、つぎのかかげるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

栗林 俊行（ケアポート溪和福祉設長）

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

3. 身体拘束の適正化に関する事項

- (1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

4. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族・市町村・関係医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故の際して録った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

5. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる処置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 カ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 授業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

6. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

本書面(重要事項説明書)の内容を訂するため、本書を2通作成し、契約書、当施設が記名捺印のうえ各11通を保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅支援サービスの提供に際し、本書面にに基づき別紙(1、2)の説明を行いました。

介護保健サービスセンター 溪和 _____ (印)

私は、本書面に基づいて上記職員から重要事項説明書について説明を受け、十分に理解し、居宅支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 _____ (印)

代筆者 _____ (印)

身元引受人 _____ (印)

(本人との続柄)

介護保健サービスセンター 溪和

理事長 矢原 澄郎 殿